

令和2年（2020年）5月20日

1年生保護者 様

熊本県立阿蘇中央高等学校
校長 酒井 一匡

令和2年度（2020年度）熊本県奨学のための給付金における前倒し給付
及び家計急変世帯への給付の募集について

熊本県では、全ての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、奨学のための給付金を設けています。通常であれば7月に募集を実施し、年間分を一括して給付を行います。今回は新入生の希望者に対し、前倒し給付（一部）を行うものです。また、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対する募集であり、要件に該当する場合は給付を行うものです。

別紙の案内をご確認のうえ、今回【前倒し給付】及び【家計急変】の申請を希望される方は申請書類をお渡ししますので担当へご連絡ください。

通常の募集で申請される方は今回の手続きは必要ありません。7月頃に別途ご案内します。

1 対象者

【前倒し給付】

- (1) 高校生等が高等学校に入学し、かつ、高等学校就学支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 保護者等※が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 生活保護（生業扶助）を受給している世帯であること又は保護者等全員の令和元年度（2019年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯。

※ 保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

【家計急変※発生時点で、次の要件すべてに該当する世帯】

- (1) 高校生等が高等学校に入学し、かつ、高等学校就学支援金の支給を受ける資格を有していること。
- (2) 保護者等※が、熊本県内に住所を有すること。
- (3) 保護者等全員の令和元年度（2019年度）の道府県民税所得割額及び市

町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯及び生活保護を受給している世帯であること。ただし、生業扶助が行われている世帯を除く。

- ※ 家計急変（ここでは道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯）とは①家計急変の事由を確認し（離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業届等の提出）、②家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類（家計急変前の課税証明書の写し等、会社作成の給与見込み、直近の給与明細、税理士・公認会計士の作成した証明書類など）を提出し、非課税で世帯に相当すると証明できること。
- ※ 保護者等とは、原則として親権者ですが、世帯の事情により親権者以外の主たる生計維持者や生徒本人となる場合があります。

2 申請期限

令和2年（2020年）6月5日（金）

担当
阿蘇中央高校 阿蘇校舎
事務 津田
電話0967-22-0070